

入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び玄海町財務規則（昭和47年玄海町規則第13号。以下「玄海町規則」という。）第121条の規定に基づき公告する。

令和8年6月10日

玄海町上下水道事業

玄海町長 脇山 伸太郎



1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 令和8年度 玄海町下水処理施設における保守管理体制等の見直し及び非常用発電機等基本・詳細設計業務委託
- (2) 業務概要 保守管理体制等の見直し
非常用発電機導入・設置等電源確保に係る基本設計
監視システム及び非常用通報装置更新に係る基本・詳細設計
(詳細は別添仕様書等のとおり)
- (3) 業務場所 東松浦郡玄海町大字 町内一円 地内
- (4) 業務期間 令和8年6月29日から令和9年3月30日

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、管轄警察署に照会する場合がある。

- (1) 令和7・8年度の玄海町入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (5) 玄海町から指名停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 自己または自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札参加の手続き

入札に参加する意思がある者は、別添入札参加申込書及び必要資料を期日までに玄海町役場生活環境課へ提出しなければならない。

- (1) 提出期限 令和8年6月17日(水)16時
- (2) 受付期間 入札公告の日から前号提出期限(土・日、祝日を除く)の8時30分から17時まで
- (3) 提出方法 持参又は郵送とする(期日まで必着)
- (4) 提出先 〒847-1421 東松浦郡玄海町大字諸浦348番地
生活環境課 下水道係
- (5) 提出内容
 - ①一般競争入札参加申込書(別紙1)
 - ②営業概要書(別紙2)
 - ③誓約書(別紙3)
 - ④配置予定技術者調書(別紙4)
- (6) 申込書様式の入手先
玄海町ホームページに掲載する。

4 入札参加資格の決定

- (1) 入札には、入札参加資格審査の結果、資格を有すると認められる場合に参加できるものとする。なお、資格を有しない場合は、その旨を令和8年6月19日までに電子メール等で通知する。
- (2) 入札参加申込書等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した辞退届(別紙5)を令和8年6月24日(水)までに書面で提出すること。

5 開札日

- (1) 入札方法 郵便入札
- (2) 入札書提出期限 令和8年6月24日(水)17時00
- (3) 提出先 玄海町役場 生活環境課
- (4) 開札日時 令和8年6月25日(木)9時30分
- (5) 開札場所 玄海町役場3階 第3会議室

6 入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に100/110を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

7 入札に関する注意事項

(1) 入札保証金及び契約保証金

- ア 入札保証金 玄海町規則第124条第1項第2号の規定により免除する。
- イ 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額を納付すること。ただし、玄海町規則第137条の2第3項各号のいずれかに該当する場合は、規約保証金の全部又は一部を免除する。

- (2) 最低制限価格 無し
- (3) 前払金 有り
- (4) 部分払 回数については、玄海町財務規則第 137 条の 15 第 2 項により 2 回。
ただし今回は 0 回とする。
- (5) 入札の無効 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。
 - ア 入札に参加する資格のない者
 - イ 当該競争入札について不正行為を行った者
 - ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
 - エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
 - オ 入札書の内容にアラビア数字を用いていないものを提出した者
 - カ 入札書の内容を訂正したものを提出した者
 - キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者
 - ク 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 95 条(錯誤)により無効と認められるものを提出した者
 - ケ 1 人で 2 以上の入札をした者
 - コ 代理人でその資格のない者
 - サ 郵便入札にあつては、入札書が提出期限までに到達しなかった者
 - シ 郵送で入札書を送付する場合は、一般書留及び簡易書留以外の方法で郵送した者
 - ス 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(6) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 地形又は工作物等の変動により、その目的を達成することができなくなったとき。
- ウ 業務の廃止、若しくは変更その他の必要があると認めるとき。

(7) 落札者の決定方法

- ア 落札者は、予定価格以下の入札者で最低価格で入札した者を落札者と決定する。
- イ 同価格の落札者が 2 名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- ウ 第 1 回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第 1 回目を含め 3 回を限度）を行う。

(8) その他注意事項

入札に当たっては、関係法令及び財務規則を遵守すること。また、「郵便入札の留意事項」及び「玄海町建設工事等入札・契約執行要綱」の規定を準用するものとする。

8 入札に対する質問

本仕様書等について質問がある場合は、町のホームページから質問書(別紙 6)をダウンロードし、照会先へ照会期限までにメール等で提出すること。

- (1) 照会期限 令和 8 年 6 月 17 日(水) 正午

(2) 照 会 先 玄海町役場生活環境課 下水道係

電話：0955-52-2189 FAX：0955-52-3041

E-mail：seikatsukankyou@town.genkai.lg.jp

※質問書には必ずメールアドレス等連絡先を記載すること。

(3) 回 答 受けた質問と回答については、令和8年6月19日（金）17時までにメール等で送付する。

ただし、本入札とおよそ関係が無い質問や入札の競争性を害するような質問、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するものでないこと。

その他正当ではないと判断した質問については、回答しない。